



一般社団法人 メディカルスタディ協会

◇ 中島 慶八郎氏の医療ブッタ切り 第25回 「医療事故」 ◇

文／中島 慶八郎 氏

■ 医療事故

最近起こった二つの事故について、考えてみよう。

1. G大学の例

開腹手術を10例、腹腔鏡手術を8例、これらの手術を全て1人の医師が執刀し、術後半年以内に患者全員が死亡した例である。

しかも1例にいたっては、ガンでないにも関わらずカルテを改ざんし、ガン患者として執刀したのである。医師の技量不足とは言え、これは殺人行為である。まず、病院には術後経過のフォロー義務があるにも関わらず、フォローがなされていない。その上、18人もの患者の死亡がたった1人の医師の下で起こっているにも関わらずチェックすることができなかった病院の責任は、組織としても由々しき問題である。

疾患について、手術方法、予想される後遺症等々、手術前に患者本人およびご家族に十分説明をして同意を取る必要があるが、これらがなされていなかったのではないだろうか？

本来、開腹等のように、身体に傷をつけることは傷害罪にあたる。ただ、医師であるからこのような行為が認められているのである。

また、この医師は学会で症例発表の際、これらの患者の術後の経過は良好だと述べている。このことは殺人のみならず、詐欺行為でもある。医療人として、医師として、倫理に欠けている。この様な医師を雇用していた病院にも大きな責任がある。

2. 某女子医大の例

手術後に集中治療室で人工呼吸器をつけられている2歳の男の子が全身麻酔剤「プロポフォール」を過量投与され死亡した例である。この医薬品は小児への投与は禁止されているものである。

一説によると、この病院では「適応外効能に対する治験」が行われていたのではないかとされている。「適応外効能に対する治験」とは、正式には認められていないが、効能があるのでは？と考えられ行う治験のことである。この治験を行うに当たっては、現時点で認められていない効能を目的とする使用であるからして、当然、患者本人および、ご家族への説明と同意が必要であるが、この病院では恐らくなされていなかったと思われる。

また、この薬は小児への使用が認められていない医薬品であるからして、これを小児に使うこと自体、説明が必要不可欠な治験であると言えよう。しかも、この治験によって、子供が何人か死亡しているとも言われている。

さらに問題なのは、1人の子供がこの医薬品をどれだけ投与されたのか？また、使用総量を誰ひとりとして把握していなかったことである。医師の処方箋は病院の薬剤師に流され処方されるのだが、処方を受け取った薬剤部はこの異変に気付きはしなかったのだろうか？

これら①、②の例は医療に対する信頼を大きく損なうものであると同時に、人道上も許し難いことである。

交通事故等は国の調査委員会が入り、調査の上、人為的ミスがあれば刑事事件として扱われる。医療に於いても、同様に国の調査を行い、明らかな人為的ミスであれば刑事事件として扱うことを定める法律が必要である。

昨今では産科医、外科医のなり手がすくないと言われているが、それは何かあると直ぐに患者から訴えられることも原因の一つだとも言われている。

しかし、今回の場合は患者・ご家族への説明と同意が不十分であること、カルテが改ざんされていたこと、小児への投与が禁止されている薬を同意無しに投与したこと、医薬品の使用量が不明等々、病院の体制そのものに問題がある。大学病院という、一般市民が信頼している医療機関で起こった出来事であるだけに、この問題はとても大きい。両大学病院の患者のご家族が訴訟に向けて動いているそうだ。

国も、特定機能病院の資格を外すことも検討しているようであるが、それは当然のことである。医療人には、医の倫理を改めて考えてみてほしい。と強く思う。